

司法省
番号 : 04/2013/TT-BTP-BQP

ベトナム社会主義共和国
独立一自由一幸福
ハノイ, 2013 年 2 月 1 日

民事判決執行活動における賠償業務に関する国家管理の実施を案内する通達

2009 年 6 月 18 日付け国家賠償責任法に基づき,
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し, 施行を案内する 2010 年 3
月 3 日付け政府議定 16/2010/NĐ-CP に基づき,
司法省の機能, 任務, 権限及び組織機構を規定する 2008 年 8 月 22 日付け政
府議定 93/2008/NĐ-CP に基づき,
国防省の機能, 任務, 権限及び組織機構を規定する 2008 年 9 月 16 日付け政
府議定 104/2008/NĐ-CP
司法省大臣及び国防省大臣は, 民事判決執行活動における賠償業務に関する
国家管理の実施を案内する通達を発行する。

第 I 章 総則

第 1 条 調整範囲

本議定は, 民事判決執行活動における賠償業務に関する国家管理について, 賠償責任機関の確定; 賠償解決に関する専門知識の案内; 国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点に対する回答; 監督, 督促, 検査及び国家賠償業務に関する統計, 総括, 報告を案内する。

第 2 条 適用対象

本議定は, 民事判決執行活動における賠償業務に関する国家管理責任機関及び国家賠償業務に関連を有する各機関, 組織, 個人に対し適用される。

第 II 章 賠償責任機関の確定

第 3 条 賠償責任機関の確定

1. 司法省, 国防省は, 自身が管理する各機関の間で, 被害者が申し立てる場合, 又は賠償責任について合意することができない場合に, 賠償責任機関を確定する。
2. 司法省民事判決執行総局は, 次の各場合に, 被害者が申し立てるとき, 又は賠償責任について合意することができないときに, 司法省大臣が賠償責任機関

を確定するに当たり，助言し，補佐する。

- a) 各民事判決執行局の間
 - b) 異なる省の各民事判決執行支局の間
3. 省級民事判決執行局は，省内の各民事判決執行支局の間で，被害者が申し立てる場合，又は賠償責任について合意することができない場合に，賠償責任機関を確定する。
 4. 国防省判決執行局は，各軍区級判決執行室の間で，被害者が申し立てる場合，又は賠償責任について合意することができない場合に，国防省大臣が賠償責任機関を確定するに当たり，助言し，補佐する。
 5. 国家賠償局は，司法省民事判決執行機関と国防省判決執行機関との間で，被害者が申し立てる場合，又は賠償責任について合意することができない場合に，司法省大臣が賠償責任機関を確定するに当たり，助言し，補佐する。

第4条 賠償責任機関の確定手続

1. 本合同通達第3条に規定される賠償責任機関を確定する権限を有する機関は，議定16/2010/NĐ-CP第5条の規定に従って賠償責任機関を確定する手続の遂行を主管する。
2. 賠償責任機関について合意することができない場合，賠償責任機関の確定は次の手続により行われる。
 - a) 賠償責任機関確定の申立てを受領した日から5営業日以内に，賠償責任機関を確定する権限を有する機関が主管し，損害の発生に関連を有する各機関とともに賠償責任機関の確定について合意するための会議を組織する。
各機関が賠償責任機関について合意することができない場合，賠償責任機関を確定する権限を有する機関は，損害の発生に関連を有する各機関の中のいずれの機関が損害賠償機関であるか決定する。
 - b) 賠償責任機関を確定する文書は，直ちに損害の発生に関連を有する各機関，被害者又は被害者の親族及び賠償責任機関に実施のため送付されなければならない。

第5条 賠償責任機関の確定に関する協調

1. 自身の任務，権限の範囲内で，損害の発生に関連を有する機関及び賠償業務に関する国家管理機関は，賠償責任機関を確定するために協調すべき責任を有する。
2. 賠償責任機関の確定に関する協調の要請は，文書によりなされる。

第III章 賠償解決に関する専門知識の案内

第6条 賠償解決に関する専門知識の案内

1. 司法省国家賠償局は、司法省が管理する範囲に属する機関、部局に対し、賠償解決に関する専門知識を案内する。
2. 国防省判決執行局は、国防省が管理する範囲に属する民事判決執行活動における賠償業務に関連を有する機関、部局に対し、賠償解決に関する専門知識を案内する。

第7条 賠償解決に関する専門知識の案内の期限

案内を要請する公文を受領し、各関連資料を十分に受領した日から 5 営業日以内に、案内する権限を有する機関は、回答文書を発しなければならない。事案が困難、複雑な場合、期限を延長することができるが 15 日を超えてはならない。

第IV章 法令の不明点に対する回答、情報の提供、手続の案内

第8条 不明点に対する回答

司法省は、民事判決執行活動における国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点について回答する。

国家賠償局は、司法省が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第9条 法令の不明点に対する回答の形式、期限

1. 法令の不明点に対する回答は、次の各形式により行われる。
 - a) 文書による回答
 - b) 電子ネットワークによる回答
 - c) 直接又は電話による回答
 - d) その他の法令の規定に基づく形式
2. 不明点に対する回答請求に関する情報を十分に受領した日から 15 日以内に、司法省は機関、組織及び個人の請求に従って回答しなければならない。内容が複雑な場合、期限を延長することができるが 30 日を超えてはならない。
3. 必要な場合、不明点に対する回答は、各専門家の意見を諮問し、又は関連機関の意見を諮問することができる。

第10条 情報の提供、手続の案内による被害者の賠償請求権行使の補助

1. 国家賠償局は、全国で民事判決執行分野の被害者の申立てに基づき、情報を

提供し、手続を案内して被害者が賠償請求権を行使するのを補助する。

2. 国防省判決執行局は、国防省が管理する民事判決執行分野の被害者の申立てに基づき、情報を提供し、手続を案内して被害者が賠償請求権を行使するのを補助する。
3. 具体的な場合に応じて、情報の提供、手続の案内による被害者の賠償請求権行使の補助は、文書により又は被害者と直接対話することにより行う。

第 V 章 監督、督促及び検査

第 1 節 賠償解決活動の監督

第 11 条 賠償解決活動の監督

1. 司法省民事判決執行総局は、全国で民事判決執行活動における賠償解決活動を監督する。
2. 省級民事判決執行局は、自身が管理する範囲内の民事判決執行活動における賠償解決活動を監督する。
3. 国防省判決執行局は、軍隊内の民事判決執行活動における賠償解決活動を監督する。

第 12 条 賠償解決活動の監督の実施根拠

1. 賠償責任機関の賠償請求解決結果報告
2. 国家賠償責任法の施行展開業務に関する 6 か月ごと及び毎年の定期報告
3. 国家賠償に関する裁判所の判決、決定
4. 賠償請求及び賠償請求の解決の状況に関する報道情報

第 13 条 賠償解決活動の監督の内容

本合同通達第 11 条に規定される賠償解決活動を監督する責任を有する機関は、次の各内容について、賠償解決活動を監督する。

1. 賠償請求及び賠償解決の状況
2. 賠償金の支払及び償還責任の履行
3. 賠償責任機関に対する、賠償解決についての報告責任に関する法令の規定に基づく報告の実施

第 2 節 賠償解決活動の督促

第 14 条 賠償解決活動の督促

1. 司法省民事判決執行総局は、全国で民事判決執行活動における賠償解決活動を督促する。
2. 民事判決執行局は、自身が管理する範囲内の民事判決執行活動における賠償解決活動を督促する。
3. 国防省判決執行局は、軍隊内の民事判決執行活動における賠償解決活動を督促する。

第 15 条 賠償解決活動の督促の根拠

1. 賠償解決活動に関する被害者の不服申立て、告発、建議、申告
2. 賠償解決活動の監督、検査の結果
3. 賠償請求及び請求の解決の状況に関する報道情報
4. 国家賠償責任に関連する裁判所の判決、決定

第 16 条 賠償解決活動の督促手続

1. 本合同通達第 15 条に規定される督促の根拠があった日から 10 日以内に、本合同通達第 14 条に規定される権限を有する機関は、賠償責任機関に対する督促文書を発行しなければならない。
2. 督促文書には、内容、賠償責任機関の責任を明記しなければならない。
3. 賠償責任機関は、督促文書の内容に従って実施し、督促権限を有する機関に解決の結果を文書で報告する。
4. 賠償責任機関が賠償解決の実施に当たり困難、不明点に遭遇した場合、上級機関又は賠償業務に関する国家管理機関に報告し、案内意見を求めなければならない。

第 3 節 国家賠償業務の検査

第 17 条 国家賠償業務の検査

1. 国家賠償局は、司法省が全国で民事判決執行活動における賠償解決活動を検査する任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
2. 国防省判決執行局は、国防省が国防省の管理する範囲に属する民事判決執行活動における賠償解決活動を検査する任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 18 条 検査の根拠

1. 賠償業務に関する国家管理機関の毎年の計画
2. 権限を有する国家管理機関の請求による場合

3. 賠償解決の監督、督促活動の結果

第 19 条 検査の形式

1. 賠償業務に関する国家管理機関が毎年実施する定期検査は、機関の長により承認された計画に従う。
2. 本合同通達第 18 条 2 項及び 3 項に規定される根拠があるときは、臨時検査を行う。

第 20 条 検査の内容

賠償業務に関する国家管理機関は、次の各内容について国家賠償業務の検査を組織する。

1. 賠償解決、賠償金の支払及び償還責任の審査に関する合法性、適正性
2. 賠償解決の結果報告の実施
3. 賠償業務に関する国家管理及び賠償に関する法令の規定に基づくその他の各任務の遂行

第 21 条 賠償業務に対する合同検査

1. 権限を有する国家管理機関の請求があるとき、又は賠償業務に関する国家管理活動に資するため必要があると認めるときは、司法省が主管し、民事判決執行活動における各関連機関と協調して、賠償業務に関する合同検査を組織する。
2. 検査の内容は、本合同通達第 20 条の規定に従う。

第 22 条 検査を受ける機関、部局の責任

検査を受ける機関、部局は、検査機関の請求に従って検査の各内容を完全に準備する責任を有し、同時に、請求に従って検査団が検査の各内容を実施するのに協力しなければならない。

第 23 条 検査後の処分措置

1. 検査活動を終結した後、検査団は、検査決定を下した機関に検査結果報告書を送付し、同時に、賠償業務に関する国家管理に資するため司法省（国家賠償局及び民事判決執行総局）に送付する。
2. 法令違反の兆候を発見した場合、検査機関は、権限に従って処分し、又は権限を有する国家機関に法令の規定に基づく処分及び結果回復の各措置を建議する。

第 VI 章 賠償業務に関する統計、総括、報告

第 24 条 報告の種類、データ収集の時点

1. 事案の報告

賠償解決を終結した後、賠償責任機関は、直接上級機関及び同級の賠償業務に関する国家管理機関に賠償解決の結果について報告しなければならない。

報告は、本合同通達に添付して発行する付録 I の様式に従う。

2. 定期報告

a) 6か月ごとの報告：前年 10 月 1 日から報告する年の 3 月 31 日までの部局の賠償業務の結果の報告

b) 每年の報告：前年 10 月 1 日から報告する年の 9 月 30 日までの部局の賠償業務の結果報告

報告は、本合同通達に添付して発行する付録 II 及び III の様式に従う。

3. 臨時報告は、賠償業務に関する国家管理機関の請求に従う。

第 31 条 賠償業務に関する報告の責任

1. 民事判決執行支局は、定期的に 6 か月ごと（4 月 10 日までに）及び毎年（10 月 10 日までに）、自身が管理する範囲内の賠償の実施について統計を作成し、初期評価し、総括し、評価して民事判決執行局に送付し、同時に司法室に送付し、地方における賠償業務に関する国家管理活動の全般的な状況を総括することができるようとする責任を有する。
2. 民事判決執行局は、定期的に 6 か月ごと（4 月 15 日までに）及び毎年（10 月 15 日までに）、自身が管理する範囲内の賠償の実施について統計を作成し、初期評価し、総括し、評価して司法省民事判決執行総局に送付し、同時に司法局に送付し、地方における賠償業務に関する国家管理活動の全般的な状況を総括することができるようとする責任を有する。
3. 司法省民事判決執行総局は、定期的に 6 か月ごと及び毎年、全国の民事判決執行分野における国家賠償業務を初期評価し、総括して司法省に報告し、同時に国家賠償局に送付し、総括して政府に報告できるようにする。
4. 軍区級判決執行室は、定期的に 6 か月ごと（4 月 10 日までに）及び毎年（10 月 10 日までに）、自身が管理する範囲内の賠償の実施について統計を作成し、初期評価し、総括し、評価して国防省判決執行局に送付する。
5. 国防省判決執行局は、定期的に 6 か月ごと（4 月 15 日までに）及び毎年（10 月 15 日までに）、自身が管理する範囲内の賠償の実施について統計を作成し、総括し、評価して国防省に報告するとともに、司法省国家賠償局に通知する。

第 VII 章 施行条項

第 26 条 施行効力

本合同通達は、2013年3月16日から施行効力を生ずる。

第 22 条 施行の責任及び実施の組織

1. 司法省、国防省及び民事判決執行活動における各賠償責任機関、賠償業務に関する国家管理機関及び関連を有する機関、組織は、本合同通達の施行について責任を負う。
2. 実施の過程で困難、不明点があれば、協調して研究し、解決することができるよう、司法省、国防省に対し連絡することを個人、組織に要請する。

以上